

## 指名停止措置の概要

### 1 経過等

甲府市教育委員会が令和7年5月23日に入札を行った契約番号(業務委託)第284号「小学校給食室フード等清掃業務(B)」において、落札決定されたにもかかわらず、契約を辞退した。

### 2 指名停止措置の対象者及び指名停止期間

#### (1) 対象者

株式会社 A・K甲府  
代表取締役 今野 勇樹  
甲府市上石田二丁目38番12号

#### (2) 指名停止期間

令和7年6月6日 ~ 令和7年9月5日 (3か月)

### 3 指名停止措置理由

落札決定されたにもかかわらず、契約を辞退したことは「不誠実な行為」に当たると認められる。

このことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第18号の措置要件に該当する。

《参照：別表第2》(抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負(委託)契約の相手方として不相当であると認められたとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内